

業務災害防止規則

京都農業有志の会

第一章 総則

(目的)

第一条 この団体の会員は、この規則を遵守して、農業労働災害を防止し、安全確保に努めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において農業機械とは、別表に定める農業機械をいう。

2 この規則において農作業従事者とは、本団体の会員であり、前項の農業機械を使用して農作業に従事するもの及び農業機械の使用にかかわらず農作業を日常的に業として行うものをいう。

(農作業に従事できない場合)

第三条 会員は、身心に重大な欠陥があるため、安全性を守り得ない場合には、農業機械を使用して農作業に従事しないものとする。

(安全管理の指導)

第四条 会員は、行政庁、農業協同組合及び本団体が行う農作業の安全確保に関する指導を受けることを心がけるものとし、行政庁その他団体が開催する農作業の安全確保を目的とする研修会等に積極的に参加するものとする。

(夜間における照明)

第五条 農作業従事者が夜間に農作業を行なう場合は当該農作業を安全に行なうために必要な照明を用いるものとする。

第二章 動力機械の使用に関する事項

(農業機械の安全性)

第六条 会員は、別に定める安全基準に適合した農業機械を使用して農作業に従事するものとする。

(道路交通法並びに道路運送車輛法の順守)

第七条 農作業従事者は、その使用する農業機械が道路交通法(昭和三十五年法律第一〇五号)に定める自動車に該当し、同法に定める道路上を通行する場合は、同法を順守して道路における危険を防止し、その他の交通の安全と円滑を図るものとする。

2 農作業従事者は、その使用する農業機械が道路運送車輛法(昭和二十六年法律第一八五号)に定める自動車に該当する場合は同法に定める自動車に係る道路運送車輛法保安基準に適合したものであって車輛の登録整備等について同法を順守するものとする。

(安全装置の管理)

第八条 農作業従事者は、農業機械の危険防止のため設けられた制動装置、覆い、その他の安全装置について次の事項を遵守するものとする。

一 安全装置を取り外し、またはその機能を失わせないこと。但し整備その他特別の理由により臨時に安全装置を取り外す必要がある場合はこの限りでない。この場合において、その必要がなくなった後ただちにこれを原状に復すること。

二 安全装置が機能を失ったことを発見した場合は、すみやかにその補修を行なうこと。

(就業前の点検整備)

第九条 農作業従事者は、農業機械の原動機、操縦装置、制動装置、車輪または無限軌道、警音器、方向指示器、燈火装置、後写鏡、昇降装置、加圧装置の安全弁および作業機の連結または装着部ならびに燃料オイルおよび冷却水の有無について就業前に点検整備することに努めるものとする。

(転倒・スリップ等の防止)

第十条 農作業従事者は、農業機械の点検整備または車輪の交換もしくは作業機の着脱を行なう場合は、地面の傾斜に注意し、起動スイッチを切り、かつ、制動装置を作動する等の方法により、これらの作業中に農業機械が転倒、スリップまたは暴走することのないよう措置するものとする。

(作業時の服装等)

第十一条 農作業従事者は、頭髪または被服が農業機械に巻き込まれないよう服装に注意するとともに、災害防止に必要な保護具を着用するものとする。

(障害物に対する注意)

第十二条 農作業従事者は、路面、ほ場および畦畔の乾湿、傾斜、凹凸等の状態およびかん排水溝その他の障害の状態に注意して農作業を行なうものとする。

(ラジエーター、バッテリー等の点検整備における注意)

第十三条 農作業従事者は、ラジエーターの点検、冷却水の補充、バッテリーの点検、バッテリー液の補充、その他沸とうまたは爆発の危険が予想される作業を行なう場合は、覆いをかけ、または十分に冷却しておく等沸とうまたは爆発を防止する措置を講じた後にこれらの作業を行なうものとする。

(動力機械の移送)

第十四条 農作業従事者は、動力機械を移送するため目走又は牽引により貨物自動車に積み下ろしを行うときは、次に定めることに注意し行うよう努めるものとする。

一 積み下ろしは、平たんで堅固な場所において行うこと。

二 道板を使用するときは、十分な長さ、幅及び強度を有する道板を用い、適当な勾配で確実に取り付けること。

三 盛土、仮設台等を使用するときは、十分な幅及び強度並びに適当な勾配を確保すること。

(荷物の運搬、積卸し)

第十五条 農作業従事者は、運搬用機械で荷物を運搬する場合は、積載重量および容量をこえ、または積荷を片側に偏重させて積載しないものとする。

2 農作業従事者は、荷物の積卸しを行なう場合には、路面の傾斜、積荷の状態等に注意して、農業機械の転倒、スリップもしくは暴走または積荷の転落による危険を防止するものとする。

(耕うん、整地等の作業)

第十六条 農作業従事者は、農業機械を使用して耕うん整地等の作業を行なう場合は、石、木片等の発散による災害の防止に努めるものとする。

(刈取機等の取扱い)

第十七条 農作業従事者は、刈取機、セアコンバイン等の切断歯を有する農業機械を運搬操作するときは、切断部に覆いをつける等により安全を確保するものとする。

第三章 農薬散布作業に関する事項

(保護具の使用)

第十八条 農作業従事者は、農薬散布作業を行う場合には、保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具、保護手袋等適切な保護具を使用するものとする。

(風下での作業の禁止)

第十九条 農作業従事者は、農薬散布作業を行う場合に、散布した農薬を吸収し、又は直接皮膚に接触することを防止するために、風上に位置して散布作業を行うことに努めるものとする。

(洗顔等)

第二十条 農作業従事者は、農薬散布作業を行った場合に、身体に付着した農薬を除去するための洗顔、洗身、うがい等を行うことに努めるものとし、衣服に付着した農薬の洗浄を行うものとする。

(農薬の貯蔵)

第二十一条 農作業従事者は、農薬を屋内に貯蔵する場合に、農薬がこぼれ、漏えい又は発散するおそれのない蓋又は容器を用い、適切に保管または貯蔵するものとする。

(別表)

大分類	中分類
農業用トラクター	農業用トラクター
耕うん機	耕うん機
耕うん機整地用機具	耕うん機用作業機 整地用作業機 耕土改良用作業機
栽培管理用機具	施肥播種移植用作業機 管理用作業機(牧草用機械)
防除用機具 自走式スピードプレーヤー 自走式防除用機具	防除用機械

<p>収穫調整用機具 自走式刈取機 コンバイン 自走式収穫機械</p>	<p>無穫用作業機(牧草用機械)</p>
<p>運搬用機具 トラック 動力溝掘機</p>	<p>運搬用機械 動力溝掘機</p>